

再開発だより

号 外

平成22年11月12日
発行 / 二子玉川東地区市街地再開発組合
理事長 川邊 義 高
編集 / 再開発組合事務局
世田谷区玉川1-14-2
TEL 03-3700-3693

二子玉川東地区市街地再開発組合

11月11日事業差止訴訟で高裁が控訴人らの控訴棄却

11月11日 事業差止請求訴訟 地裁に続き高裁でも請求棄却

一部世田谷区住民等（控訴人）が当再開発組合（被控訴人）を相手取り、平成20年9月に東京高等裁判所へ控訴していました「再開発事業差止請求控訴事件」について、去る平成22年11月11日に判決が言い渡され、裁判長は地裁判決を支持し控訴人らの控訴を棄却しました。平成20年5月に一審（東京地方裁判所）で原告の請求を全て棄却する判決がでていましたが、控訴審でも当組合の主張が認められたこととなります。

< 判決の主旨 >

控訴人は、当再開発事業により 周辺地区の交通渋滞や騒音の悪化 大気汚染の悪化 眺望利益の侵害 景観利益の侵害 高層建物による圧迫感 災害時の危険増大（特に洪水）が発生するため、人格権 環境権 住民の「まちづくり参画権」に基づき、当再開発事業の差止を

求めており、都市再開発法等に違反していると主張しました。

しかし、裁判長は地裁判決と同様にこれらの主張に蓋然性（確からしさ）がなく、誤りもあることや、控訴人らの人格権ないし法的利益が再開発事業によって受忍限度を越えて侵害されるものではないと指摘し、控訴人らの請求はいずれも理由がないものとしてすべて棄却しました。

< 組合のコメント >

今回の判決は当再開発事業の正当性及び必要性をより強く裏付けて頂いたものと評価します。同時に、来年3月の「二子玉川ライズ」という新しい街の誕生に向けて、今後も周辺の方々に愛される街、そして東京の西の玄関に相応しい街になるようさらに尽力して参ります。

以上